

公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関する ガイドライン(内部の職員等からの通報)

平成 29 年 7 月 31 日
令和 8 年 5 月 29 日最終改正
消 費 者 庁

1. 本ガイドラインの意義等

(1) 本ガイドライン改正の経緯と内容

公益通報者保護法(平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。)は、令和 2 年改正において、公益通報対応業務従事者を定めること(法第 11 条第 1 項)及び事業者内部における公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとること(法第 11 条第 2 項)を事業者に義務付けることとし(常時使用する労働者の数が 300 人以下の事業者については努力義務)、さらに、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めた「公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」(令和 3 年内閣府告示第 118 号。令和 8 年 3 月 31 日一部改正内閣府告示第 15 号。以下「指針」という。)が策定された。

指針は、事業者における公益通報対応体制等の具体的な内容について定めているところ、地方公共団体における公益通報への対応体制については、指針を踏まえつつ、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言として「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン(内部の職員等からの通報)」を作成し、各地方公共団体は、本ガイドラインを踏まえて内部公益通報への対応体制等を含む通報への対応の在り方を定めてきた。今般、令和 7 年 6 月に「公益通報者保護法の一部を改正する法律」(令和 7 年法律第 62 号)が公布され、これに伴い指針も改正を行ったことを踏まえ、指針の改正との整合性を確保するため、本ガイドラインについても、指針の改正内容を踏まえた改正のほか、必要最小限の修正を行った。

地方公共団体は、本ガイドラインを踏まえながら、各地方公共団体の実情等も勘案し、法及び指針が求める措置を講ずる必要がある。また、指針が求める事項の検討に当たっては「公益通報者保護法に基づく指針(令和 3 年内閣府告示第 118 号)の解説」(令和 3 年 10 月 13 日消費者庁。令和 8 年 3 月 31 日最終改正。以下「指針の解説」という。)も踏まえる必要がある。

なお、本ガイドラインは、地方公共団体の内部の職員等からの通報及び相談に関する各種の措置や対応等を記載しているものであるが、指針及び指針の解説にも明記されているとおり、例えば、組織の長その他幹部からの独立性の確保や利益相反の排除、不利益取扱いの防止及び範囲外共有・通報妨害・通報者探索の防止措置等については、内部公益通報以外の公益通報に対する対応においても、同様の措置等を取る必要があることに特に留意されたい。

加えて、令和7年6月の法改正により、公益通報を理由として分限免職又は懲戒処分が行われた場合、任命権者であるか否かを問わず、実質的な意思決定をした者やそれに関与した者が罰則の対象になり得る（ただし、形式的に分限免職又は懲戒処分の意思表示をした者が直ちに罰則の対象となるわけではない）ことにも特に留意されたい。

（２）内部公益通報制度の意義

地方公共団体が職員等（法第2条第1項に定める役務提供先等への通報が内部通報となり得る者。以下同じ。）からの通報に対応する仕組みを整備し、これを適切に運用することは、内部監査機能の強化及び組織の自浄作用の向上に寄与するなど、地方公共団体の法令遵守の確保につながるものである。

また、職員等からの通報を積極的に活用したリスク管理等を通じて、地方公共団体が適切に行政事務を遂行していくことは、地方自治に対する住民の信頼の確保並びに地域住民の生活の安定及び社会経済の健全な発展にも資するものである。

以上の意義も踏まえ、地方公共団体において、職員等からの法令違反等に関する通報を適切に取り扱い、通報者の保護を図るとともに、地方公共団体の法令遵守を推進することが求められる。

なお、本ガイドラインは、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として位置付けられるものであり、各地方公共団体において一層充実した通報対応の仕組みを整備及び運用すること、又は各地方公共団体の規模等の実情に応じた適切な取組を行うことを妨げるものではない。

また、本ガイドラインにおいて「法令」とは、各地方公共団体が制定する条例、規則その他の規程を含むものとし、その他本ガイドラインにおいて使用されている用語は、本ガイドラインにおいて定義されている用語を除き、指針及び指針の解説の例による。

2. 通報対応の在り方

（１）内部公益通報対応体制の整備及び運用

- ① 各地方公共団体は、内部公益通報を部署間横断的に受け付ける窓口（以下「内部公益通報受付窓口」という。）を設置し、当該窓口寄せられる内部公益通報を受け、調査をし、是正に必要な措置をとる部署及び責任者を明確に定める。なお、責任者は幹部とする。
- ② 各地方公共団体は、法、指針及び本ガイドラインにおいて求められる事項について、内部規程（条例を含む。）を作成し、また、当該規程の定めに従って運用する。
- ③ 支庁、地方事務所、支所、出張所等（以下「出先機関等」という。）を置いている地方公共団体にあつては、当該地方公共団体が定める内部公益通

報対応体制の下で、各出先機関等においても適切に通報対応を行うための周知、体制整備その他必要な措置をとる。

- ④ 内部公益通報体制の整備及び運用に当たっては、指針の解説に掲げる事項も踏まえた上で、各地方公共団体の実情に応じて最も適切と考えられる方法により行う。

(2) 総合的な窓口の設置

- ① 各地方公共団体は、内部公益通報受付窓口を、全部局の総合調整を行う部局又はコンプライアンスを所掌する部局等に設置する。この場合、各地方公共団体は、当該地方公共団体内部の内部公益通報受付窓口に加えて、外部に弁護士等を配置した内部公益通報受付窓口を設けるよう努める。
- ② 各地方公共団体は、職員等から寄せられる、内部公益通報対応体制の仕組みや不利益な取扱い、その他通報に関連する質問・相談に応じる窓口(以下「相談窓口」という。)を設置し、これらに対応する。
- ③ 各地方公共団体は、内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に係る公益通報対応業務に関して、組織の長その他幹部に係る事案については、これらの者からの独立性を確保する措置をとる。
- ④ 人員、予算等の制約により専用の内部公益通報受付窓口又は相談窓口を設置することが困難な地方公共団体にあつては、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意した上で、他の類似した目的のために当該地方公共団体に設置された窓口(例えば、職員の職務に係る倫理の保持、適切な労務環境の確保を目的とするもの等)を内部公益通報受付窓口又は相談窓口として活用することができる。
- ⑤ 人員、予算等の制約により単独で内部公益通報受付窓口又は相談窓口を設置することが困難な地方公共団体にあつては、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意した上で、他の地方公共団体と連携及び協力して事務を行う仕組み(例えば、協議会の設置、機関等の共同設置、事務の委託又は代替執行等)を活用して内部公益通報受付窓口又は相談窓口を設置することができる。

(3) 公益通報対応業務従事者の配置及び育成

- ① 各地方公共団体は、内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関して公益通報対応業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者を、従事者として定める。

- ② 各地方公共団体は、従事者を定める際には、書面により指定をするなど、従事者の地位に就くこと（それに伴い法第 12 条に定める守秘義務が課されること及び法第 22 条に定める罰則の適用対象となり得ることを含む。）が従事者となる者自身に明らかとなる方法により定める。
- ③ 各地方公共団体は、公益通報対応業務に必要な適性及び能力を有する者を従事者として定める。
- ④ 各地方公共団体は、従事者に対し、所要の知識及び技能の向上を図るための教育、研修等を十分に行い、公益通報対応業務の内容及び公益通報者を特定させる事項の取扱いについては特に十分に教育を行う。

（４） 範囲外共有等の防止、秘密保持及び個人情報保護の徹底

- ① 各地方公共団体は、職員等（法第 2 条第 1 項に定める「代理人その他の者」を含み、退職者は除く。②及び③においても同じ。）が範囲外共有を防ぐための措置をとり、範囲外共有が行われた場合には、適切な救済・回復の措置をとる。
- ② 各地方公共団体は、職員等が、法第 11 条の 2 第 1 項の規定による正当な理由がある場合を除いて、通報妨害行為を行うことを防ぐための措置をとる。
- ③ 各地方公共団体は、職員等が、法第 11 条の 3 の規定による正当な理由がある場合を除いて、通報者探索を行うことを防ぐ措置をとる。
- ④ ①から③までに加え、各地方公共団体は、秘密保持及び個人情報の保護のために次の事項を徹底する。
 - ア．通報又は相談への対応に関与した者（通報又は相談への対応に付随する職務等を通じて、通報又は相談に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、通報又は相談に関する秘密を漏らしてはならないこと。
 - イ．通報又は相談への対応に関与した者は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。
- ⑤ 各地方公共団体は、通報又は相談に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報対応の各段階（3. に規定するもののほか、相談及び通報対応終了後の段階を含む。以下同じ。）において遵守すべき事項をあらかじめ取り決めて、通報又は相談への対応に関与する者に対して十分に周知する。

(5) 利益相反関係の排除

- ① 各地方公共団体は、内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関し行われる公益通報対応業務について、事案に関係する者を公益通報対応業務に関与させない措置をとる。
- ② 各地方公共団体は、通報対応の各段階において、公益通報対応業務に関与する者が通報事案に利益相反関係を有していないかどうかを確認する。

(6) 通報対象の範囲

各地方公共団体が設置した内部公益通報受付窓口では、以下の通報を受け付ける。

- ア. 当該地方公共団体（当該地方公共団体の事業に従事する場合における職員等（法第2条第1項に定める「代理人その他の者」を含む。））についての法令違反行為（当該法令違反行為が生ずるおそれを含む。）
- イ. ア. のほか適正な業務の推進のために各地方公共団体において定める事実

(7) 通報者の範囲

- ① 内部公益通報受付窓口では、職員等のほか、当該地方公共団体の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者からの通報を受け付ける。
- ② 各地方公共団体が設置した内部公益通報受付窓口では、①に掲げる者のほか、当該地方公共団体の住民等からの通報も受け付けることができる。この場合の通報対応の手続については、法、指針及び本ガイドラインの趣旨を踏まえ、当該地方公共団体が別に定める。

(8) 匿名による通報の取扱い

各地方公共団体は、通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るとともに、通報対応の実効性を確保するため、匿名による通報についても、実名による通報と同様の取扱いを行う。この場合、各地方公共団体は、通報者との間で、適切に情報の伝達を行い得る仕組みを整備する。

3. 通報への対応

(1) 通報の受付

- ① 各地方公共団体に通報があったときは、法、指針及び本ガイドラインを踏まえ、誠実かつ公正に通報に対応しなければならない。通報の受付を拒んではならない。

- ② 各地方公共団体において通報を受け付けたときは、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、通報者の氏名及び連絡先（匿名による通報の場合を除く。）、通報の内容となる事実等を把握するとともに、通報者に対して不利益な取扱いが行われないこと、通報に関する秘密は保持されること、個人情報保護されること、通報受付後の手続の流れ等を、通報者に対し説明する。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない（以下、(1)③及び④、(2)①及び④、(4)①及び②に規定する通知においても、同様とする。）。
- ③ ②において、書面、電子メール等、通報者が通報の到着を確認できない方法によって通報がなされた場合には、速やかに通報者に対して通報を受け付けた旨を通知するよう努める。
- ④ 各地方公共団体において通報を受け付けた後は、法、指針及び本ガイドラインを踏まえて当該通報に対応する必要性について十分に検討し、これを受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、通報者に対し、遅滞なく通知する。

(2) 調査の実施

- ① 各地方公共団体において通報を受理した後は、調査の必要性を十分に検討し、指針第4.1(3)に定める正当な理由がある場合を除いて、必要な調査を実施する。また、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、通報者に対し、遅滞なく通知する。
- ② 調査の実施に当たっては、通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報を保護するため、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行う。
- ③ 調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、内部公益通報対応体制の整備及び運用に責任を有する幹部等が調査について適宜確認を行う等の方法により、通報事案を適切に管理する。
- ④ 適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査中は、調査の進捗状況について、通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果は可及的速やかに取りまとめ、その結果を、遅滞なく通知する。

(3) 調査結果に基づく措置の実施等

各地方公共団体は、調査の結果、法令違反等の事実が明らかになったときは、速やかに是正措置、再発防止策等（以下「是正措置等」という。）をとるとともに、必要があるときは、関係者の処分を行う。

(4) 通報者への是正措置等の通知

- ① 各地方公共団体が是正措置等をとったときはその内容を、内部公益通報に係る通報対象事実がないときはその旨を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、速やかに通知する。
- ② 各地方公共団体は、通報の受理から通報対応の終了までに要する標準的な期間を定め、又は必要と見込まれる期間を、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努める。

(5) 関係事項の公表

各地方公共団体は、必要と認める事項を、適宜公表する。

(6) 是正措置等の実効性評価

各地方公共団体は、通報対応終了後、是正措置等が当該地方公共団体において十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他の改善を行う。

(7) 意見又は苦情への対応

各地方公共団体は、通報対応に関して通報者又は相談者（以下「通報者等」という。）から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努める。

4. 通報者等の保護

(1) 通報者等の保護

- ① 各地方公共団体は、職員等（法第2条第1項に定める「代理人その他の者」を含み、退職者は除く。②においても同じ。）が、通報者等に対し、不利益な取扱いを行うことを防ぐ措置をとる。
- ② 各地方公共団体は、通報者等に対し不利益な取扱いを行った者に対し、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとる。範囲外共有、通報妨害行為及び通報者探索を行った職員等、正当な理由なく、通報又は相談に関する秘密を漏らした職員等並びに知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目

的に利用した職員等についても同様とする。

(2) 通報者のフォローアップ

各地方公共団体は、通報対応の終了後、通報者に対し、不利益な取扱いが行われていないかを適宜確認するなど、通報者保護に係る十分なフォローアップを行う。その結果、不利益な取扱いが認められる場合には、適切な救済・回復の措置をとる。

(3) 職員への救済制度の周知

各地方公共団体は、職員が、不利益な取扱いの内容等に応じて、人事委員会又は公平委員会に対する不利益処分についての審査請求（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条の2）、勤務条件に関する措置の要求（同法第46条）、苦情相談制度等を利用することができる旨を周知する。

5. その他

(1) 通報関連資料の管理

各地方公共団体は、各通報事案への対応に係る記録及び関係資料を作成し、これらについて、適切な保存期間を定めた上で、通報に関する秘密保持及び個人情報保護の保護に留意して、適切な方法で管理する。

(2) 職員等への周知

- ① 各地方公共団体は、幹部職員等のリーダーシップの下、職員等に対する定期的な研修の実施、説明会の開催その他適切な方法により、法、指針及び本ガイドラインの内容、当該地方公共団体における内部公益通報受付窓口、内部公益通報対応体制等（指針第4.3(3)イからリまでに定める事項を含む。）について、全ての職員等に対し、十分に周知・啓発する。
- ② 各地方公共団体は、通報者の上司である職員が通報を受けた場合、当該職員が自ら行える範囲で必要に応じ調査を行うとともに、当該職員の上司への報告、内部公益通報受付窓口への通報その他適切な措置を遅滞なくとるべき旨を周知する。なお、この場合の上司については、必ずしも職制上直接に指揮監督を行う地位にある者であることを要しない。
- ③ 各地方公共団体は、内部公益通報受付窓口及び内部公益通報対応体制に対する職員等（退職者は除く。本項において同じ。）の信頼性の向上を図るため、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護並びに適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障が生じない範囲において、その運用実績の概要を職員等に周知する。

(3) 協力義務

- ① 各地方公共団体の職員は、正当な理由がある場合を除き、通報に関する調査に誠実に協力する。
- ② 各地方公共団体及びその職員は、本ガイドラインに定める通報について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。

(4) 通報対応の評価及び改善

- ① 内部公益通報対応体制の運用状況についての透明性を高めるとともに、客観的な評価を行うことを可能とするため、各地方公共団体は、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護並びに適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障が生じない範囲において、当該地方公共団体における内部公益通報対応体制の運用状況に関する情報（例えば、通報受付件数、通報事案の概要、通報事案の調査結果の概要、調査の結果とった措置、調査対応状況の概要、通報対応に要した期間等）を、定期的に公表する。
- ② 各地方公共団体は、内部公益通報対応体制の運用状況について、職員等及び中立的な第三者の意見等を踏まえて定期的に評価及び点検を行うとともに、指針の解説や行政機関及び事業者による先進的な取組事例等も参考にした上で、必要に応じて、内部公益通報対応体制を継続的に改善する。

(5) 消費者庁の役割

- ① 消費者庁は、地方公共団体における内部公益通報対応体制の適切な整備及び運用並びに個別の通報事案に対する適切な対応を確保するため、各地方公共団体に対して必要な助言、協力、情報の提供その他の援助を行うものとする。
- ② 消費者庁は、法の施行状況を把握するため、各地方公共団体における内部公益通報受付窓口の設置及び運用状況、通報への対応状況、職員等への研修の実施状況等について調査を行い、その結果を公表する。
- ③ 消費者庁は、内部公益通報対応体制の適切な整備及び運用に関して、各地方公共団体の職員への周知、研修等を実施するとともに、各地方公共団体が当該地方公共団体の職員等に対して同様の取組を行うに際して、資料の提供、説明その他必要な協力を行う。

(6) 都道府県の役割

各都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村における内部公益通報対応

体制の適切な整備及び運用並びに個別の通報事案に対する適切な対応を確保するため、当該市区町村相互間の連絡調整及び当該市区町村に対する必要な助言、協力、情報の提供その他の援助を行うよう努める。

改正履歴

平成 29 年 7 月 31 日制定

令和 4 年 6 月 1 日一部改正